

**「まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業」
公募型プロポーザル実施要領**

長野県伊那市（以下「市」という。）が実施する「まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業」を委託する事業者選定にあたり、プロポーザル方式により令和 8 年度分の業務委託候補者を募集するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

伊那市長 吉田 浩之

1. 業務の概要及び提案依頼内容

（1）業務名

令和 8 年度まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業業務委託

（2）業務内容

別紙 1 「令和 8 年度まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業プロポーザル提案仕様書」のとおり

※契約締結時の仕様書はプロポーザルの提案に基づき変更になる場合がある。

（3）担当課

〒396－8617 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地

長野県 伊那市 企画部 企画政策課 新産業技術推進係

（課長）井口 大輔（係長）村田 和也（担当）井出 遼太郎、谷田 寛

電話 0265－78－4111

F A X 0265－74－1250

メール kij@inacity.jp

2. 公募型プロポーザルによる業務委託候補者選定について

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、最も優れた企画を提案した者を業務委託候補者とする。

なお、企画提案書作成費用、プレゼンテーション費用など、公募型プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。

3. 公募型プロポーザル応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者（アライアンスに参加する事業者を含む。）は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成 27 年伊那市告示第 329 号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 伊那市暴力団排除条例（平成 24 年伊那市条例第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 事業者が所在する市区町村に税の滞納がない者（法人の場合は、その代表者も含む。）であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 市が開催するプレゼンテーション及び受託後の打合せ等に参加できること。

4. 企画提案参加表明書、及び事業者概要書の作成・提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案参加表明書等を提出しなければならない。応募資格要件の確認ができない者の企画提案書は、受理しないものとする。

(1) 企画提案参加表明書、及び事業者概要書の作成

企画提案参加表明書（様式 1）

事業者概要書（様式 2）

(2) 添付書類（事業者概要書（様式 2）の添付書類）

(ア) 事業者の概要が分かる関係資料（定款、規約等）

(イ) 令和 8 年度現在、国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模が類似する契約を締結した実績がある場合には、当該業務等委託契約書の写し又は履行実績を確認できる書類の写し

(ウ) (イ) の取組、成果及び企業連携が分かる概要資料

(エ) 事業者が所在する市区町村が発行した完納証明書

(3) 企画提案参加表明書等の提出期限及び提出先等

(ア) 提出期限 令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時（必着）

提出期限までに提出先に到達しない企画提案参加表明書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

(イ) 提出先 上記 1 (3) の担当課

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（郵送は一般書留又は簡易書留に限る。）

(4) 資格要件の確認

市では、提出された企画提案参加表明書等を基に資格要件の確認を行うとともに、必要に応じて、企画提案参加表明書等の内容に関するヒアリングを行

い、確認結果を令和8年9月25日（金）までに企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日から起算して5日（伊那市の休日を定める条例（平成18年伊那市条例第3号）に規定する休日を除く。）以内に、書面により説明を求めることができる。

また、提出された企画提案参加表明書等に虚偽の記載事項がある場合、企画提案参加表明書は無効とする。

（5）参加辞退の取扱い

企画提案参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、企画提案辞退書（様式3）でその旨を届け出ること。

なお、辞退することによって、今後、市との契約等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5. 質問及び回答

業務の内容等不明な点についての質問は、上記1（3）の担当課まで、質問書（様式4）を電子メール等により送付すること。

（1）質問期限 令和8年9月8日（火）午後5時まで

（2）回答方法 質問と回答は、質問期限経過後、令和8年9月15日（火）までに全質問者及び全参加者へ電子メールにより通知するとともに、市ホームページ上へ掲載する。

なお、口頭や電話による質疑、照会は一切受け付けない。

6. 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書等の作成様式（企画提案書類一式）

（ア）企画提案書（様式5）及び企画提案説明書（任意様式）

企画提案書及び企画提案説明書は、原則として全てA4サイズとする。

（A3版は、長辺を二つ折りし、右側を更に半分外側に折り、A4サイズとなるようにすること。）

（イ）見積書（様式6）

各年度分について作成する。経費の合計額は、別紙「プロポーザル提案仕様書」に示す各年度の委託料の上限額以内とすること。

（ウ）会社概要またはパンフレット（写し可）

（2）企画提案書等の提出先及び提出期間等

（ア）提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時

なお、提出期間中に提出先に到達しない企画提案書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

（イ）提出先 上記1（3）の担当課

（ウ）提出方法 企画提案書類一式及びCD-ROM（企画提案書類一式を電子ファイルにし、格納したもの）を持参又は郵送（郵送は一

般書留又は簡易書留に限る。)

(エ) 提出部数 企画提案書類一式 8部(原本1部、写し7部)

C D - R O M 1部

(3) 提出された企画提案書等の取扱い

(ア) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、参加者の負担とする。

(イ) 市は、提出された企画提案書等を参加者に無断で使用しない。ただし、業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提出後に内容を追加及び修正することはできない。

7. 審査

業務委託候補者の選定は、「まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業業務委託選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。審査員が企画提案を別紙2「令和8年度まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業業務委託プロポーザル評価審査基準書」評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が最高点となった者を業務委託候補者とする。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により業務委託候補者を選定する。

(1) 審査対象

提出書類及びプレゼンテーション

(2) 審査基準

評価の項目、判断基準及び配点は別紙2「令和8年度まちなかエリア周遊プラットフォーム構築事業業務委託プロポーザル評価審査基準書」のとおりとする。

(3) 提案の失格

以下のいずれかに該当する者は、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 本要領に定められた以外の方法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

(ウ) 参加者が他の提案の代理を行ったとき。

(エ) 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

(オ) 本要領に違反する提案を行ったとき。

(カ) 上記以外のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(4) 書類選考(1次選考)について

参加表明で、6者以上となった場合に、書類選考(1次審査)を行う。

(ア) 実施方法 提出された書類に基づき、事務局にて別紙2評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が高い5者を選定する。

なお、応募者が5者以下の場合は実施しない。

(イ) 書類選考結果の通知

全ての業者に令和8年10月5日（月）に、企画提案参加
表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

(5) プレゼンテーション（2次選考）の日時等

- (ア) 日 時 令和8年10月8日（木）
※実施日時は各提案者へ個別に連絡する。
- (イ) 場 所 伊那市役所3階 303会議室
- (ウ) 所要時間 プレゼンテーション：25分以内
審査委員による質疑：15分程度

(6) 審査結果は、審査終了後、速やかに全参加者に書面で通知する。

(7) その他

プレゼンテーション会場への参加人数については、1者につき5人以内
とし、参加者の入れ替わりやオンラインでの参加は認めない。

8. スケジュール

令和8年9月1日（火）公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）
令和8年9月8日（火）質問締め切り
令和8年9月15日（火）質問回答期限、回答公開
令和8年9月16日（水）参加申込み締め切り
令和8年9月25日（金）参加資格要件の確認結果通知
令和8年9月30日（水）審査書類提出期限
令和8年10月5日（月）書類選考（1次選考）選定結果通知
令和8年10月8日（木）プロポーザル審査（伊那市役所）
令和8年10月13日（火）業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）発表
（審査結果通知）
令和8年10月15日（木）業務委託候補者との打合せ（伊那市役所）
令和8年10月下旬 契約締結予定
※日程については、変更する場合があります。

9. 選定後の手続き等

- (1) 委託業務の実施については、提案書の内容をそのまま実施することを確約
するものではなく、業務委託候補者と市が委託業務の内容の詳細を別途協議
、調整の上、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。この協議は、
審査結果通知後14日以内に行うものとし、14日以内にこの協議が整わな
い場合は、審査の結果、次点とされた者と改めて同様の協議を行うものとし
る。
- (2) 市は、9（1）の協議により委託業務の内容の詳細を決定したときは、当
該業務に係る契約予定価格を決定するとともに、業務委託候補者へ書面によ
り見積依頼を通知するものとする。
- (3) 業務委託候補者は、9（2）の通知を受けたときは、当該通知で定める期

限までに、見積書を提出しなければならない。当該期限までに業務委託候補者から見積書が提出されない場合は、7の審査の結果、次点とされた者と改めて9（1）の協議を行うものとする。

（4）契約保証金の支払いについては伊那市財務規則（平成28年伊那市規則第17号）の規定による。

（5）委託料の支払いについては、契約書の支払い規定による。

（6）契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

10. その他

（1）提出された書類は、返却しない。

（2）審査の透明性、公平性及び客観性の確保を期するため、審査結果は市ホームページ上で公表する。

（3）提出された書類は、伊那市情報公開条例（平成18年伊那市条例第17号）に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となるが、同第6条に規定する開示しないことができる公文書に該当する事項は開示しない。

なお、参加者名（企業提携を形成する場合は、参画企業名を含む。）や参加者の評価項目ごとの得点、見積総額は、開示する。

以上